



～和牛生産者の皆様へのお願い～

和牛遺伝資源を守るための 取り組みについて



和牛は、日本が誇る肉専用種として世界的にも高い評価を得ています。このことは、和牛肉の品質の高さはもちろん、その血統や生産履歴が登録事業によって保証されているものであるという消費者からの信頼の証です。

令和2年10月1日から[和牛遺伝資源の適正な流通管理](#)及び[知的財産としての価値の保護強化](#)に向けて以下の2法が施行されました。

- ①家畜改良増殖法の一部を改正する法律
- ②家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

いずれも和牛の価値を維持するための重要な取り組みです。

また、和牛は多くの関係者の長年にわたる改良の成果であり、和牛遺伝資源が知的財産としての価値を有するものとして法体系の中で保護されたことは、大きな意義があります。

公益社団法人全国和牛登録協会でも、これらの法改正への対応に加え、和牛遺伝資源の適正な流通管理と同時に[正確な登記・登録事業の実施](#)に引き続き努めてまいります。

生産者の皆様にも、和牛が誇る血統の正しさと知的財産としての価値の維持、信頼と品質の確保のため、一層の御理解と御協力をお願いします。



和牛遺伝資源ってなんのこと？

和牛を生産するための人工授精用精液や受精卵などのことを言います



どんなことに気を付けていけばいいのかな？

■人工授精・受精卵移植に関する証明書について

人工授精の際は、精液注入のたびに、速やかに、家畜人工授精師（又は獣医師）に授精証明書の交付を求め、交付された証明書の内容を確認してください。



受精卵移植の場合も、移植のたびに、速やかに、移植師に移植証明書の交付を求め、交付された証明書の内容を確認してください。



授精してすぐに証明書を発行してもらいました！

どこを確認すればいいの？

ポイントは3つあります

まず、種雄牛の名号、雌牛の名号と登録番号、精液注入年月日等が正しく記入されていますか？



名号、登録番号、日付も正しく記入されています

精液証明書(精液ラベル*)とストローが貼付されていますか？

*家畜人工授精用精液証明書



証明書に記入された種雄牛のものが貼付されています



精液証明書(精液ラベル)の裏面も確認しましょう。譲渡・経由欄に記載がありますか？



記載されていました！

これらの書類は、これからどうすればいいですか？

受胎までに要したすべての授精証明書を保管し、子牛登記の際に提出してください。

それまで大切に保管しておいてくださいね



受精卵移植の場合はどうすればいいの？

受精卵移植の場合も、人工授精と同様に、移植証明書の内容と受精卵証明書(*)の譲渡・経由欄を確認してください

*家畜体内(体外)受精卵証明書



また、人工授精の場合と同じく、受胎までに要したすべての移植証明書を保管し、子牛登記の際に提出してください

精液ラベルや受精卵証明書について、疑義や不安があるときはどうすればいいの？

家畜改良増殖法に違反する精液ラベル・受精卵証明書が貼付された授精証明書や受精卵移植証明書は無効と判断されます。



まずは、各都道府県の畜産担当部署に相談・報告をしてください



【家畜改良増殖法に違反する精液ラベル・受精卵証明書が貼付された授精証明書・受精卵移植証明書の例】

- 記載内容に不備のあるもの(明らかな項目の未記入や誤りなど)
- 譲渡・経由欄の記入に不備のあるもの
- 記載内容に改ざんや不適切な修正のあるもの(各証明書の修正は、発行者以外できません)
- 「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に関連する不正流通の恐れがあるもの



不確かなルートから精液や受精卵などを買わない・売らない・使わない。

■受精卵生産時の授精証明書の保管について

子牛登記を目的として、**受精卵を生産**する場合、採卵を実施したドナーの所有者は必ず授精証明書の発行を求め、授精後5年間は、適切に保管するようにしてください（体外受精卵生産の際も同様です）。授精証明書の提出をお願いする場合があります(*)。 *子牛登記取扱方法第2条を改正



受精卵を生産する場合は、受精卵証明書の交付を受けますが、授精証明書は必要なのでしょうか？

人工授精の状況を確認しなければならない場合がありますので、授精証明書も必要です



授精証明書を交付してもらい、内容も正しいことを確認しました！
この書類は、これからどうすればいいですか？

ドナーの所有者が、授精後5年間、大切に保管してください

■親子判定のモニタリング調査の実施について

公益社団法人全国和牛登録協会では、令和3年度畜産生産力・生産体制強化対策事業「和牛の信頼確保対策」により、遺伝子型検査による親子判定のモニタリング調査を実施します。

全国から提供いただいたサンプルについて、親子判定を実施し、登録事業の適正な実施に資する情報として活用します。

全国和牛登録協会支部・委託団体、農協等の審査委員（検査委員）から依頼があった場合は、サンプリングへのご協力をお願いします。

≫モニタリング調査の流れ



*モニタリングにより親子判定を実施したものは、全国和牛登録協会にて「遺伝子型検査成績報告書」を発行します